# 「訪問販売お断りステッカー」について

# 1 考え方(方針)

- 「お断りステッカー」は従来どおり、市町村やボランティア等を通じて高齢者等の見守り 活動の一環として配布を継続。
- ステッカーの文言については、見守り活動に伴い配布するものは従来どおり「悪質な」を 記載したものとする。(調査用として、ステッカー中「断り方の例」を別添のとおり変更) 2に記載のとおり、今後、効果等に関する調査を進め、必要に応じて検討を行う。
- 事業者団体等との連携による適正取引等の他の施策に伴うものについては当該施策に合 う形で作成。

#### 2 効果及び文言の調査

#### (1)調査方法

	目的	文言・デザイン	ステッカー 貼付期間	調査数
消費者ボランティア等を 通じた調査	表記効果	現行のステッカー	3~6箇月	100 名程度
市町村と連携した調査		市町村のステッカー	3~6箇月	50 名程度
大学と連携した調査	総合的研究	「悪質な」の文言入 り、文言なしを想定	大学と調整	
事業者団体等へのアンケ ート調査	勧誘者への影響	適正勧誘等の推進を目的とする連絡会において、連 絡会参加事業者団体、団体加盟の府内事業所にアン ケートを実施		
京都府広報モニターによ るアンケート調査	認知度等	ステッカーの配布は行わない。 (インターネットを利用したアンケ 400 名程度 ート調査)		

※ いずれも関係機関等と協議中であり、全ての調査が実施できるかは未定

(2)調 査 期 間 令和 4 年度~ 6 年度 (次期行動計画期間中)

## (3)調査の結果

- ・随時報告(概ね1年毎)
- ・結果を踏まえ、施策検討に併せて「訪問販売お断りステッカー」の活用方法等について検討

## 【参考(過去の調査、他団体の調査)】

#### (1) 悪質商法に遭う消費者心理の考察事業(京都府)

<対象> 訪問活動モデル3地区(南山城、六地蔵、長岡京)在住255名(平均64歳)

<時期> 平成 22 年 11 月~平成 23 年 1 月

<結果> 「お断りステッカー」を貼ったことによる実際の訪問販売数については、ステッカー貼付後調査までの期間が1か月程度と短期間であったためか、いずれの地域も「変化なし」の回答が最も多く半数を占める一方で「減った」と回答する人も2割程度あった。

#### (2) 令和2年度第1回市政モニター調査(堺市)

<対象> 市内在住在勤在学の18歳以上で、公募による市政モニター498名

<時期> 令和2年8月26日~令和2年9月9日

<結果> お断りステッカーを利用していると回答した方のうち、ステッカーを貼ったことで、 以前と比べて「訪問販売の件数が減った」という回答が 20%、「件数は変わらない が断りやすくなった」という回答が 13%あった。

## (3) 令和3年度第1回市政モニター調査(速報値)(堺市)

<対象> 市内在住在勤在学の18歳以上で、公募による市政モニター482名

<時期> 令和3年8月20日~令和3年9月2日

<結果> お断りステッカーを「利用している」という回答が15%、「今後利用したい」という回答が39%あった。

# 現行ステッカー



拒絶の意思を表明している消費者への 勧誘は、京都府消費生活安全条例で 禁止されています。

京都府消費生活安全センター・京都府警察

●筋関販売などで困ったときは● 京部府消費生活安全センター 公 075-671-0004 (平日:9時~12時、13時~16時) 消費者ホットライン

20188番

● の相談
● 警察総合相談
② 井9110
● 要質商法110番
② 075-451-9449
(24時間対応)
最寄りの警察署相談係

# 断り方の例

- ・お断りします きがりNO! お帰りください。
- ・いりません 電話を切ります。

訪問販売・電話勧誘販売での再勧誘は法律で禁止されています 京都府消費生活安全センター・京都府警察



# 調査用ステッカー

# イメージ





# 道府県別一覧

道府県名	ステッカー文言	名 義
北海道	訪問販売お断り!! STOP! 条例違反	北海道立消費生活センター (指定管理者(一社)北海道消費者協会)
青森県	迷惑な訪問販売・訪問買取りお断り	青森県消費生活センター
岩手県	消費者トラブル防止お守り	岩手県立県民生活センター
埼玉県	迷惑な訪問販売買い取り等お断り 悪質商法・特殊詐欺撃退講習 受講済	埼玉県
石川県	特殊詐欺悪質商法お断り	石川県・石川県警察本部・各警察署
京都府	悪質な訪問販売お断り!拒絶の意思を表明している消費者への勧 誘は、京都府消費生活安全条例で禁止されています。	京都府消費生活安全センター・京都府警察
大阪府	悪質な訪問販売(販売・買取・交換)お断り!	大阪府消費生活センター・大阪府警察
兵庫県	   訪問販売お断り!我が家は消費生活センターや警察に通報します 	兵庫県・兵庫県消費者団体連絡協議会
奈良県	訪問勧誘お断り!訪問販売・訪問購入(買取り)といった訪問に よる勧誘を拒否します	奈良県・奈良県消費生活センター
和歌山県	悪質な訪問販売お断り!!買わない!いらない!	和歌山県消費生活センター
岡山県	悪質な訪問販売などに注意!訪問販売お断り!	岡山県消費生活センター
福岡県	悪質な訪問販売お断り!!	福岡県・福岡県警察
佐賀県	わが家では登録証のない訪問販売お断り!勧誘・セールスお断 り、勧誘・セールスー切お断り	(佐賀県)佐賀県金融広報委員会
大分県	悪質な訪問販売お断り!	大分県消費生活・男女共同参画プラザ、大 分県警察









北海道

青森県

岩手県

埼玉県





石川県



拒絶の意思を表明している消費者への 勧誘は、京都府消費生活安全条例で 禁止されています。

京都府消費生活安全センター・京都府警察



25 1 8 8 番

事象総合相談 20 # 91 10 悪質商法110番 20 7 5 - 451 - 9449 (24時間対応) 最寄りの警察署相談係

断り方の例

・お断りします (きっぱりNO!) お帰りください。

・いりません 雷話を切ります。

訪問販売・電話勧誘販売での再勧誘は法律で禁止されています。 京都府消費生活安全センター・京都府警察

#### 京都府



**記勧誘(販売・買取・交換)お断りステッカ**-



06-6616-0888 06-6941-4592 消費者ホットライン おとまいのたむ付替の対抗生活を禁むったこまでします

悪質訪問勧誘 (販売・買取・交換)お断りステッカー

■94冊 玄関付近の平らな所にお貼りください。



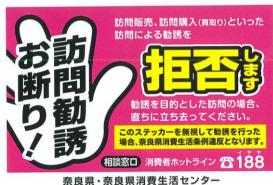
■結構付近の平らな所にお貼りください。 機には、油性マジック等で お住まいの市町村の消費生活相談窓口の電話番号をお書きください。



兵庫 [県·兵庫県消費者団体連絡協議 貸生活センター

兵庫県

#### 大阪府





和歌山県





~自宅の目に付く場所や玄関のドアにお貼りください~





福岡県



佐賀県



大分県